

財政事情説明書



芸西村

地方自治法第243条の3第1項及び芸西村財政状況の公表に関する条例に基づき、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの芸西村財政事情を次のとおり公表します。

令和8年6月1日

芸西村長 松本 巧

1 一般会計総括

(1) 歳入

(単位：千円、%)

区 分	令和8年度		令和7年度		比較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
(1) 一般財源	2,957,460	47.6	2,649,811	42.6	307,649	11.6
村税	411,766	6.6	381,302	6.1	30,464	8.0
地方譲与税	22,124	0.4	26,766	0.4	△ 4,642	△ 17.3
地方交付税	1,368,000	22.0	1,290,000	20.7	78,000	6.0
村債	0	0.0	0	0.0	0	0.0
基金取崩し	186,300	3.0	101,505	1.6	84,795	83.5
その他	969,270	15.6	850,238	13.7	119,032	14.0
(2) 特定財源	3,259,540	52.4	2,903,189	46.7	356,351	12.3
国庫支出金	267,452	4.3	326,825	5.3	△ 59,373	△ 18.2
県支出金	536,456	8.6	341,728	5.5	194,728	57.0
村債	171,500	2.8	234,200	3.8	△ 62,700	△ 26.8
基金取崩し	1,049,982	16.9	1,074,295	17.3	△ 24,313	△ 2.3
その他	1,234,150	19.9	926,141	14.9	308,009	33.3
総計 (1)+(2)	6,217,000	100.0	5,553,000	89.3	664,000	12.0

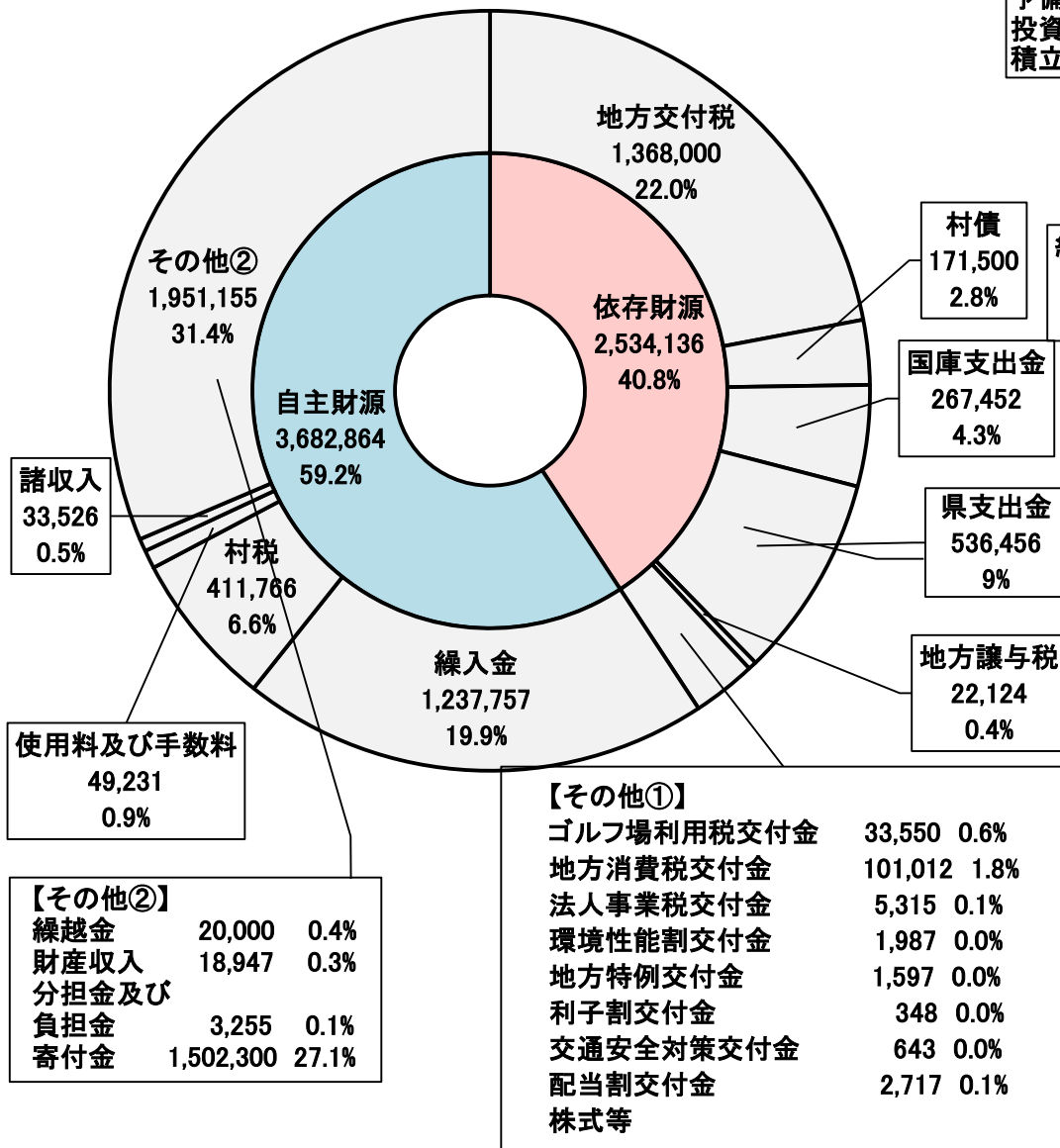
(2) 歳出

(単位：千円、%)

区 分	令和8年度		令和7年度		比較 (C)=(A)-(B)	前年度比増減 (C)/(B)
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比		
(1) 経常的経費	5,461,050	87.8	4,987,372	80.2	473,678	9.5
人件費	862,124	13.9	818,083	13.2	44,041	5.4
扶助費	344,507	5.5	301,106	4.8	43,401	14.4
公債費	287,648	4.6	308,455	5.0	△ 20,807	△ 6.7
その他	3,966,771	63.8	3,559,728	57.3	407,043	11.4
(2) 投資的経費	755,950	12.2	565,628	9.1	190,322	33.6
普通建設事業費	755,950	12.2	565,628	9.1	190,322	33.6
補助事業費	259,884	4.2	135,424	2.2	124,460	91.9
単独事業費	495,566	8.0	430,004	6.9	65,562	15.2
災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
総計 (1)+(2)	6,217,000	100.0	5,553,000	89.3	664,000	12.0

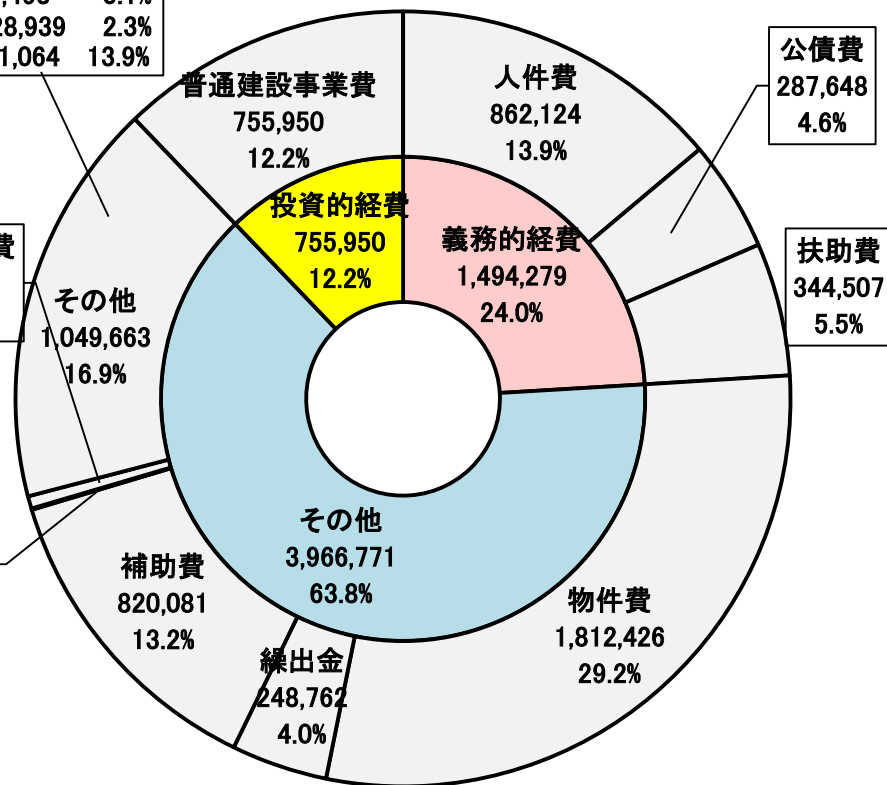
2 グラフで表す当初予算(一般会計)

歳入
5,553,000
(単位:千円,%)

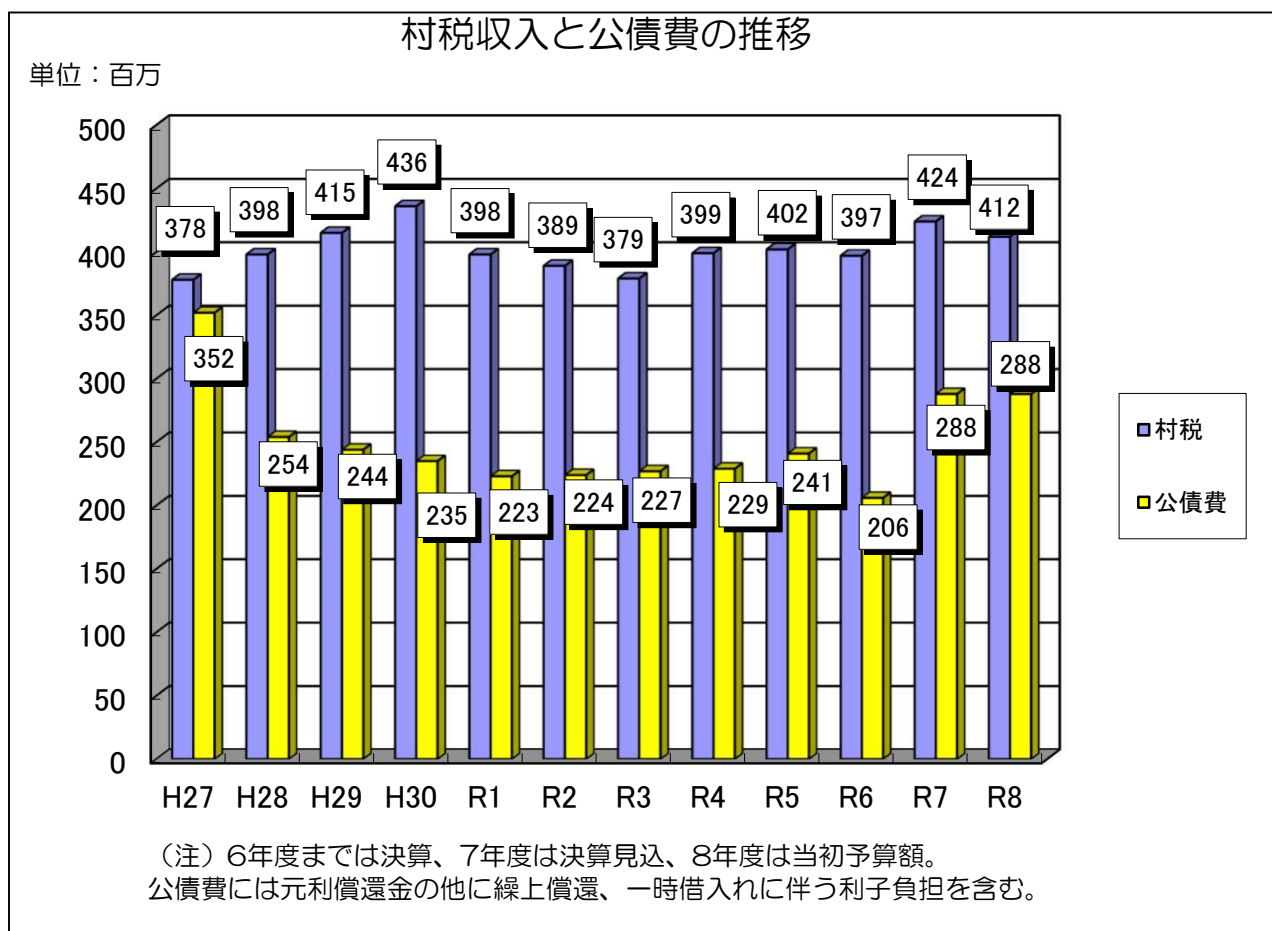
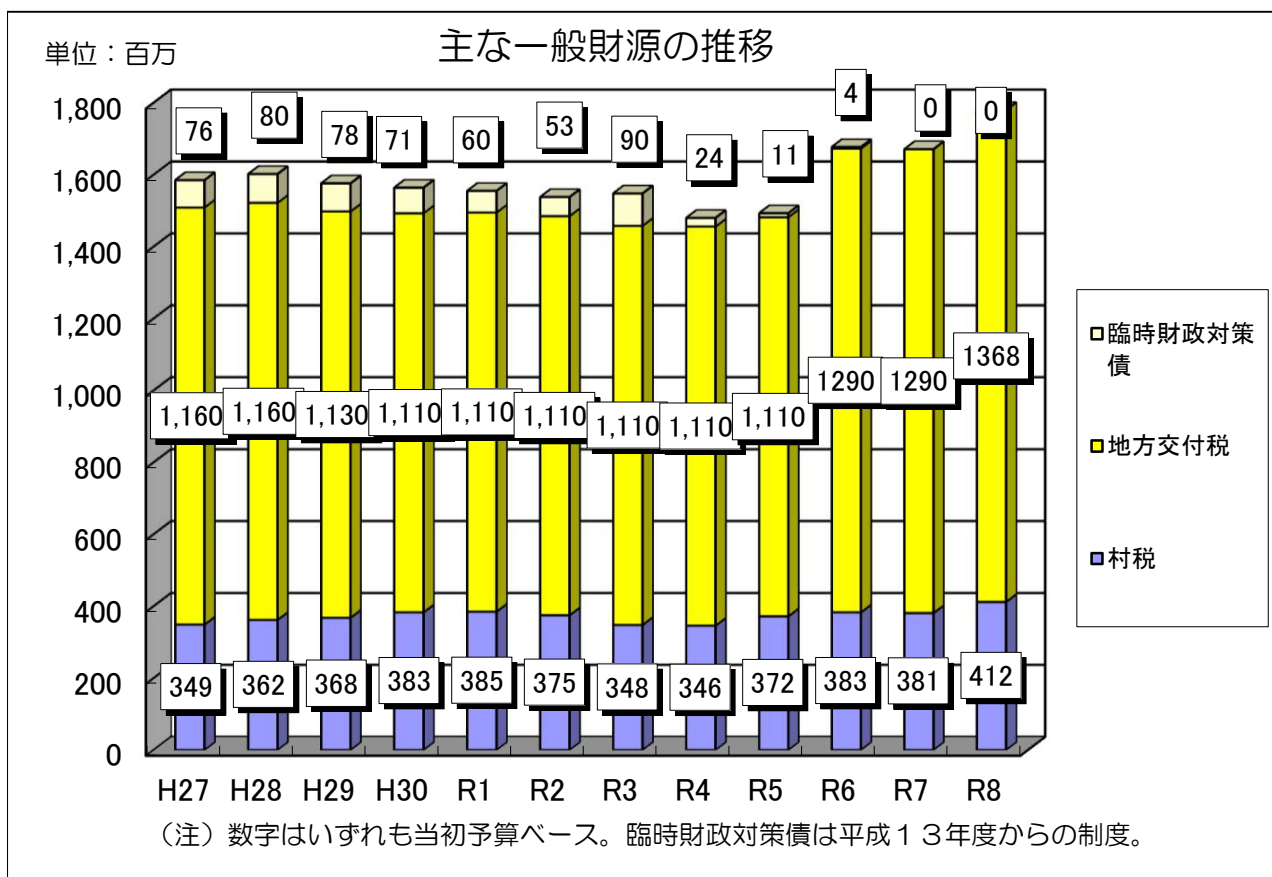


歳出
5,553,000
(単位:千円,%)

【その他】		
予備費	4,493	0.1%
投資・出資	128,939	2.3%
積立金	771,064	13.9%

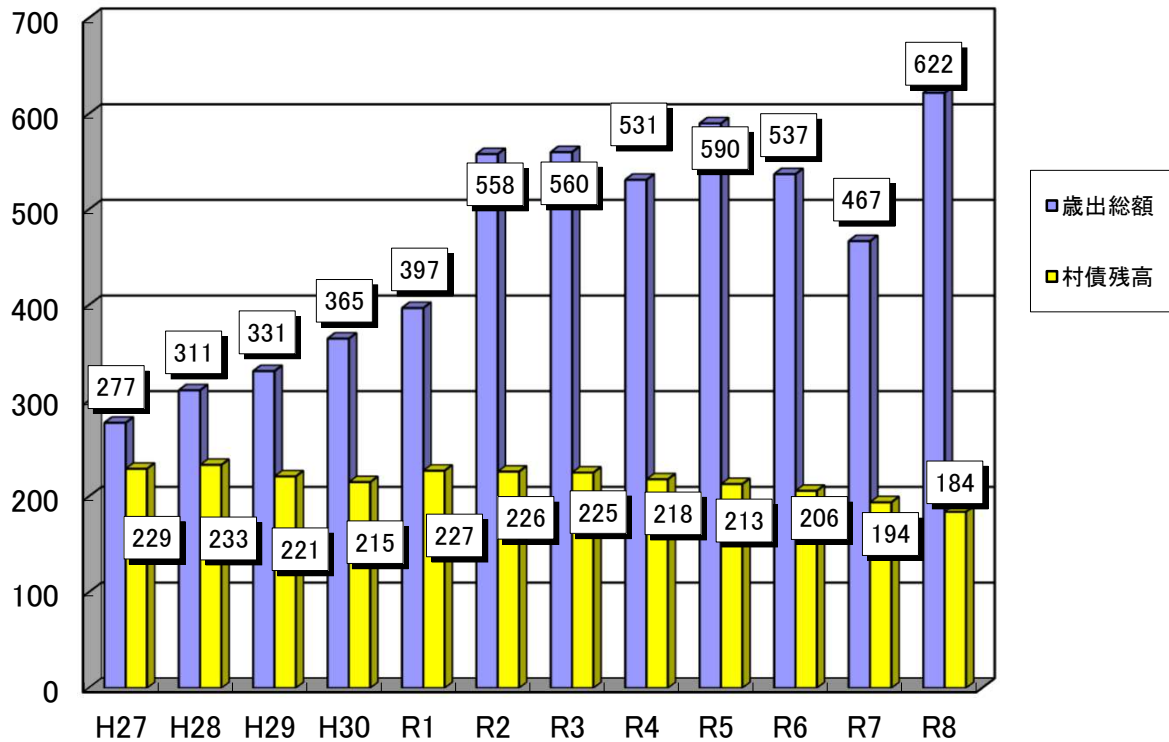


3 主要な指標の推移



村財政規模と村債残高の推移

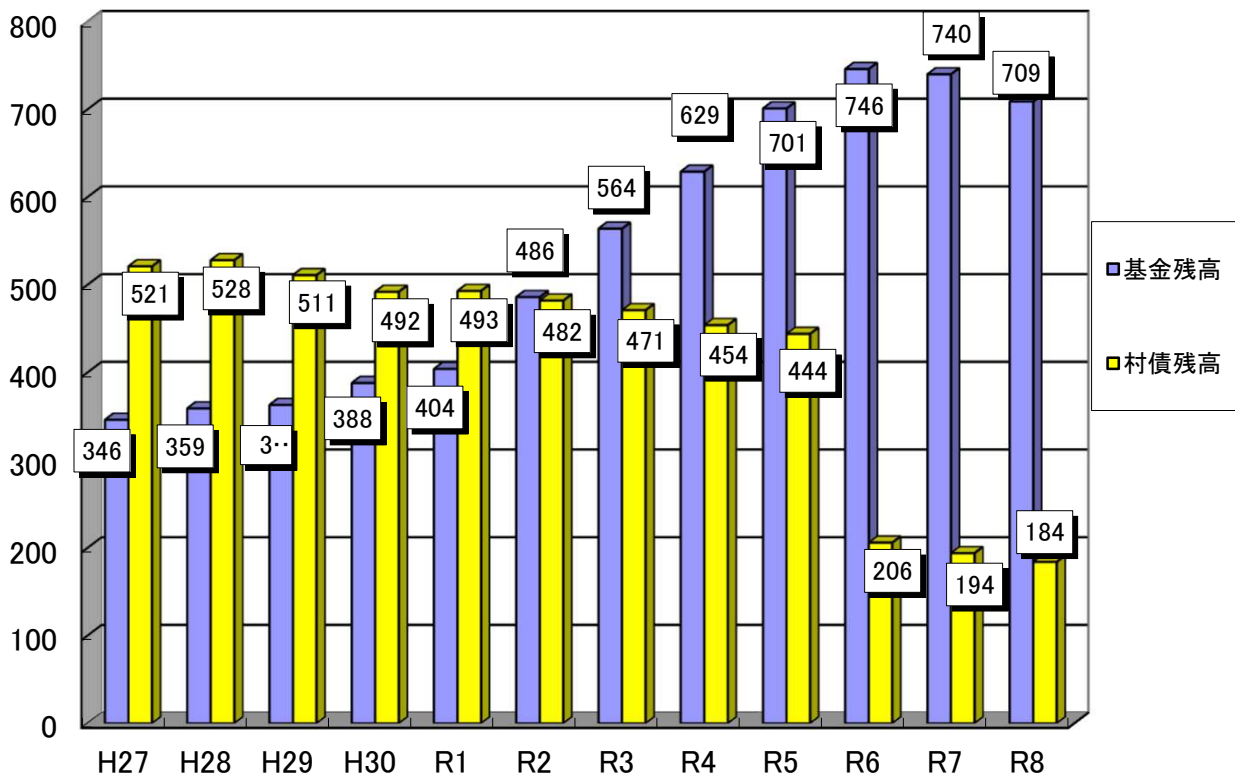
単位：千万



(注) 6年度までは決算、7年度は決算見込、8年度は当初予算額。

村全体の基金残高と村債残高の推移

単位：千万



(注) 6年度までは決算、7年度は決算見込み、8年度は当初予算後(見込み)。

※基金残高は5年度までは一般会計・国保会計・簡易水道会計・介護保険会計、

6年度以降は一般会計・国保会計・介護保険会計の各基金を合算したもの。

※村債残高は5年度までは一般会計・住宅新築資金会計・簡易水道会計・下水道会計、

6年度以降は一般会計・住宅新築資金会計の各村債(元金のみ)を合算したもの。

4 村民一人当たりの一般会計予算額

総務費
546,903円



民生費
233,091円



衛生費
101,297円



農林水産費
117,901円



(令和8年度)
1,682,089円

(人口)
3,696人

商工費
785円



土木費
132,473円



※人口は令和2年
国勢調査による

消防費
48,025円



教育費
154,867円



災害復旧費
0円



議会費 15,576円
公債費 77,827円
諸支出金 251,913円
予備費 1,431円

5 主な個別事業の概要

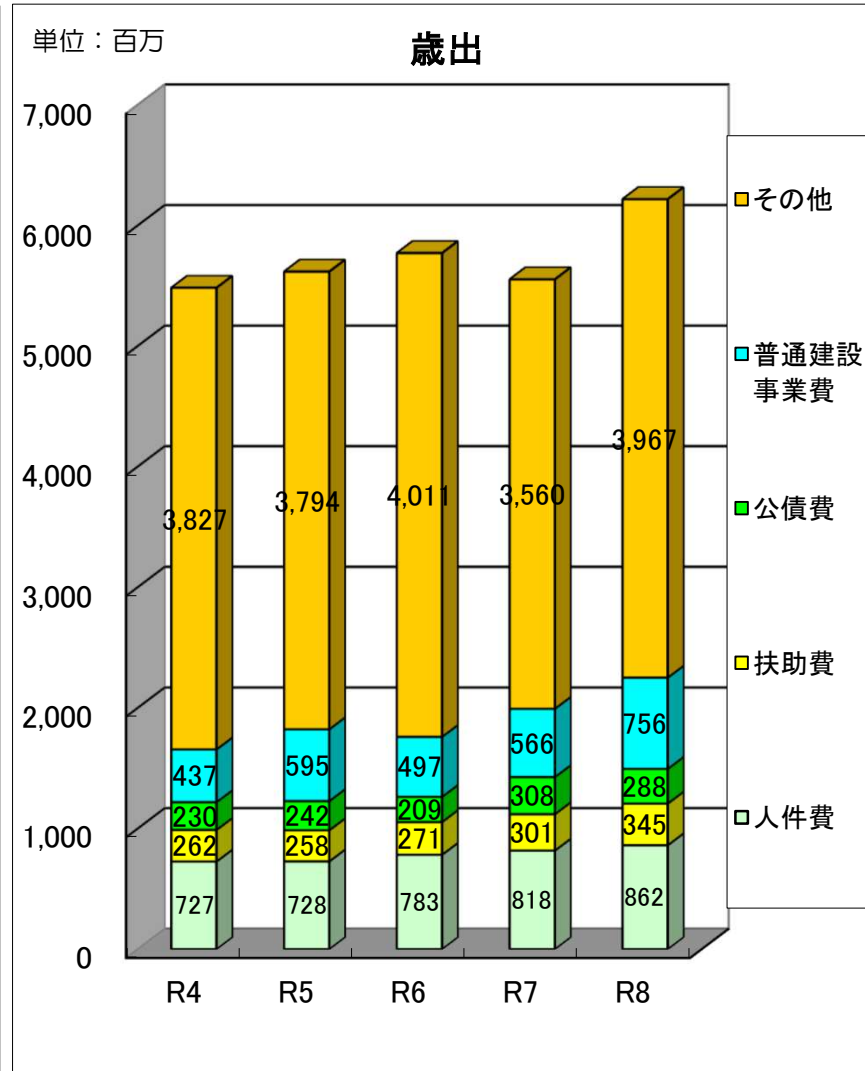
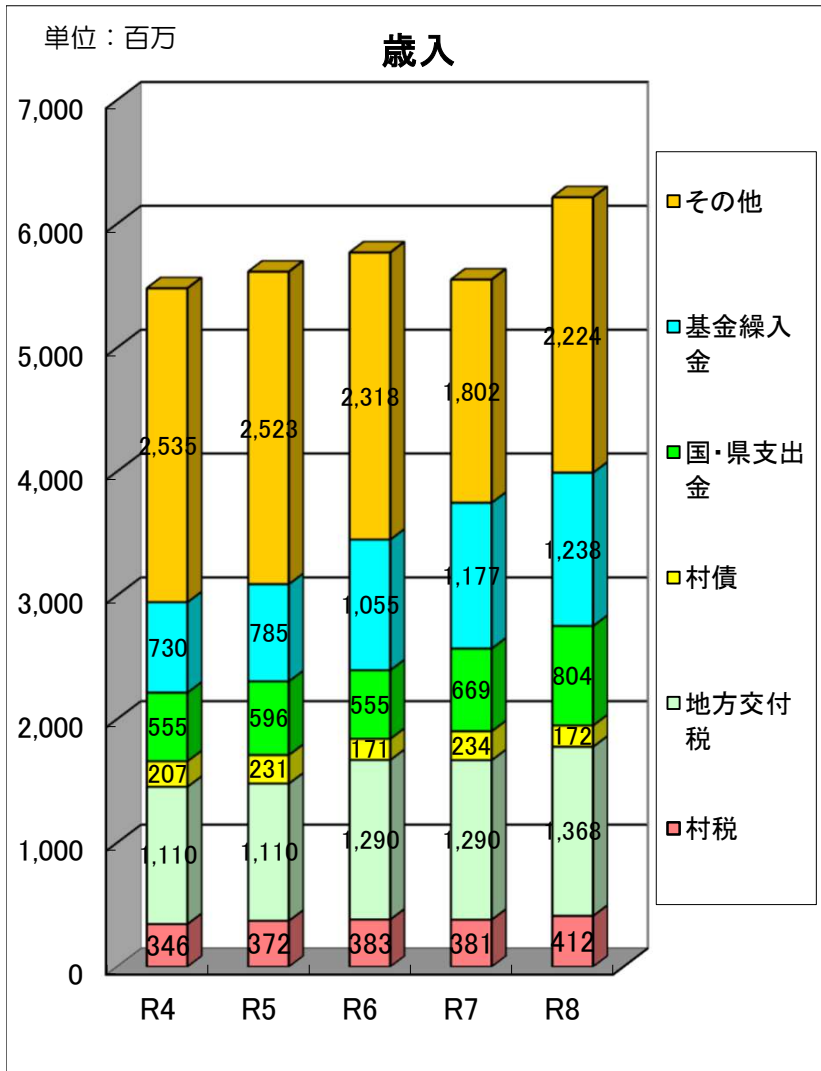
単位：千円

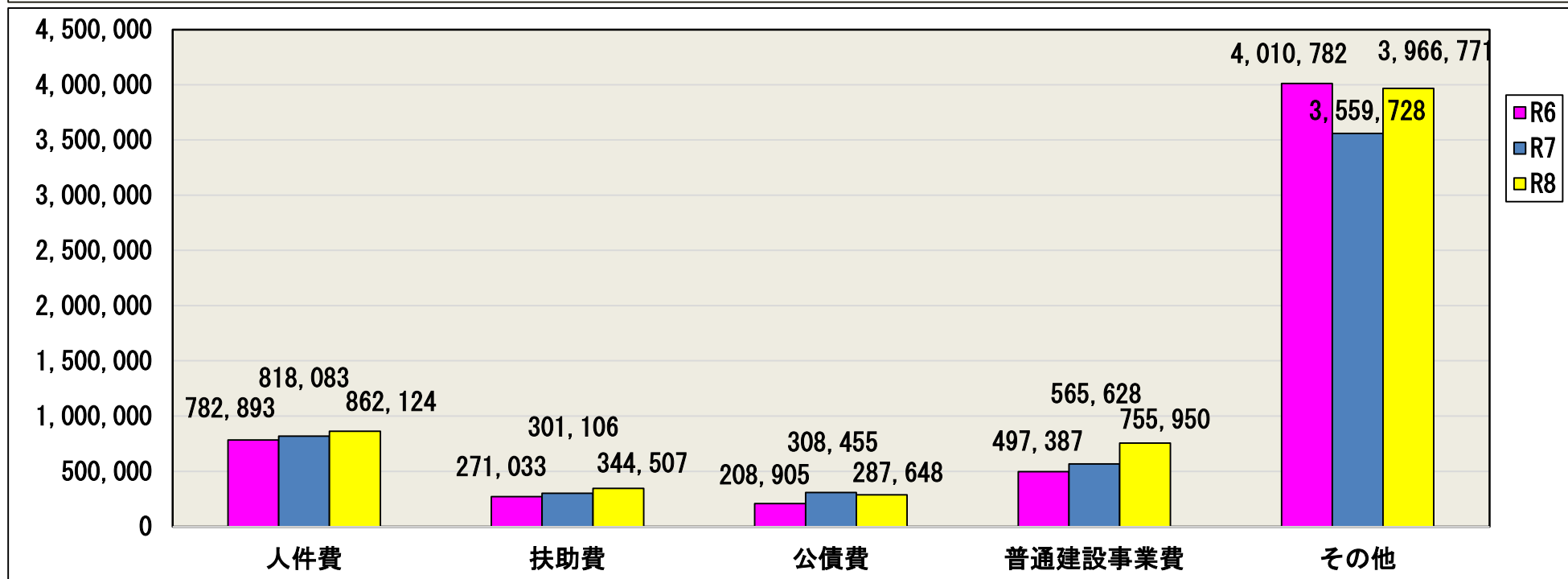
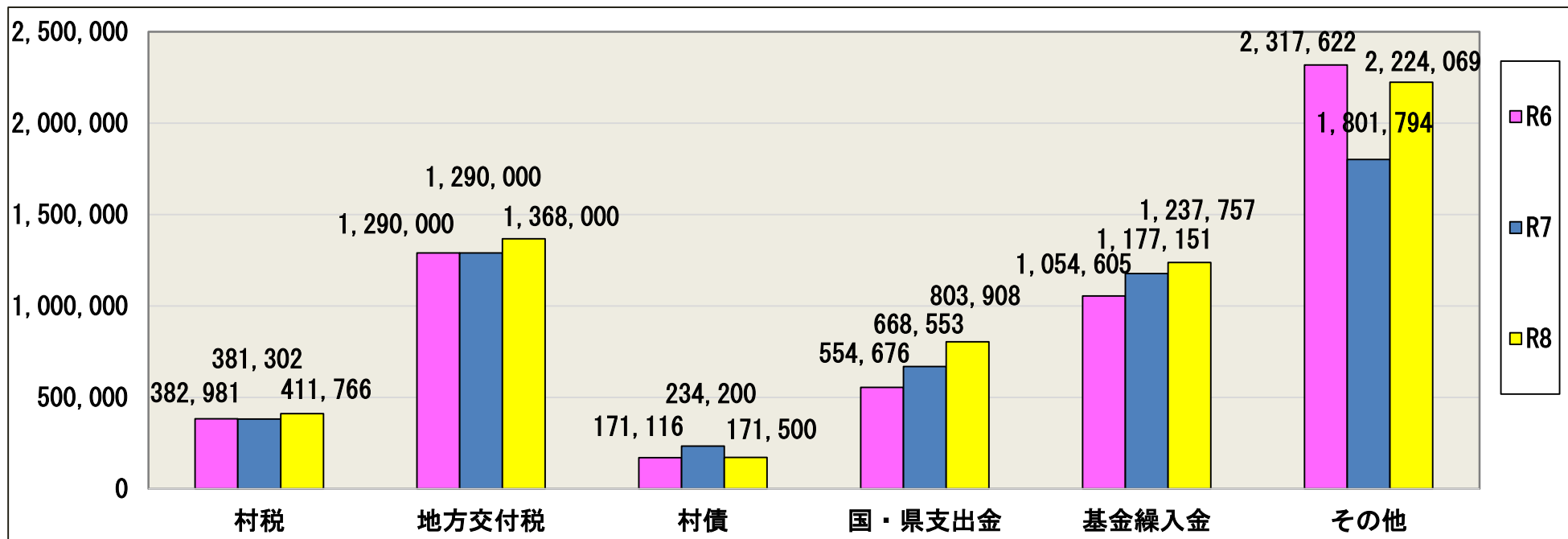
事業名	金額	説明	予算書ページ
住宅取得支援事業 みらい輝く住まい応援奨励金	20,100	人口減少対策として、35歳未満の夫婦又は子育て世帯が住宅を取得する（中古も可）費用を支援する。	55
移住応援事業 動画作成委託業務	1,925	新たに村のPR動画を作成し、移住相談会・村ホームページ・SNS等で芸西村の魅力を発信し、移住への関心を高める。	56
奨学金返還支援事業 みらい育む奨学金返還支援補助金	5,218	人口減少対策として、村内に居住する（移住者含む）奨学金を返済している35歳未満の若者に対し、年額30万円を限度に最大5年間にわたり返済費用を支援する。	57
結婚新生活支援事業補助金	1,800	若年者の婚姻に伴う住宅取得、リフォーム、賃借、引越の費用を補助する。	57
出産祝い金事業 みらいへ届け出産祝い金	3,500	人口減少対策として、第1子：10万円、第2子：20万円、第3子以降：30万円を交付する。	66
子ども家庭センターの開設	14,254	母子保健機能と児童福祉機能を一体とした切れ目のない支援体制強化のため「子ども家庭センター」を開設する。	72・73
集出荷場高度化整備支援補助金	187,612	強い産地づくりを継続していくため、選果処理能力の向上を目的に、芸西集出荷場に対し、ピーマン選果ラインの高度化更新の費用を補助する。	79
園芸用ハウス整備事業	47,655	施設園芸に従事する者に対し、レンタルハウスの建設費用や中古ハウスの改修費用を補助する。	79
園芸用ハウス等リノベーション事業	16,660	施設園芸に従事する者に対し、環境制御装置等のハウス内部設備の高度化に要する費用を補助する。	79
園芸品目高温対策事業	3,000	施設園芸に従事する者に対し、遮光カーテン等のハウスの高温対策に要する費用を補助する。	79
公共施設等適正管理推進事業	48,500	公共施設等適正管理推進事業債を活用して老朽化が進んでいる村道の舗装及び側溝の改修等を行う。	85
ブルドーザー購入事業	38,500	水門の掘削に使用しているブルドーザーは製造から20年近く経過しており、重要部品の経年劣化が確認されたため、更新を行う。	87
湛水防除事業	18,500	令和8年度～令和17年度に高知県が主導で行う排水機場の整備事業に対し、事業費の1割を負担する。	87

単位：千円

事業名	金額	説明	予算書ページ
消防水槽車両購入事業	29,179	火災時の消火用水を確保し初動対応の迅速化を図り、水利に限られる地域や災害時の断水等を想定し、安定した消火活動が可能となるよう消防水槽車両を購入する。	91
ハザードマップ作成業務	7,000	高知県の津波浸水予測の見直しに伴い、浸水想定区域や浸水深等が更新されたため、住民の迅速な避難行動と防災対策の基礎資料となる津波ハザードマップを最新の浸水予測に基づき改訂する。	93
被災者生活再建支援システム導入事業	3,500	住家被害認定調査の相互支援体制を構築し、被災者生活再建の迅速化を図るため、県及び市町村が共通の被災者支援システムを導入する。	93
教育施設集約化事業（設計委託・用地購入等）	114,170	保育所、幼稚園、小学校、中学校の教育施設の集約化事業における建築基本設計や測量設計、地質調査を委託する。	94～96
高等学校等生徒通学費助成	6,836	子育て世帯への支援として、公共交通機関を利用して通学する高校生等に定期券購入費の半額を助成する。	96
タブレット購入事業	19,361	小学校、中学校の児童、生徒、教職員が授業で使用するタブレットを購入する。	98・101
よさこい高知文化祭芸西村実行委員会事業補助金	1,828	10月25日から12月6日まで開催される「よさこい高知文化祭芸西村実行委員会」に補助金を交付する。	108

一般会計当初予算の推移





(2) 特別会計

(単位 千円、%)

会 計 名	令和8年度当初		令和7年度当初		比較	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	(A)-(B)	(A)/(B)
住宅新築資金等貸付事業	1,250	0.1	1,131	0.1	119	110.5
国民健康保険事業	741,400	52.5	766,000	54.2	△ 24,600	96.8
介護保険事業	581,000	41.1	592,066	41.9	△ 11,066	98.1
後期高齢者医療事業	89,500	6.3	84,936	6.0	4,564	105.4
計	1,413,150	100.0	1,444,133	102.2	△ 30,983	97.9

2 村債及び一時借入金の状況

(1) 村債

○ 事業別現在高

令和8年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたりの負担額	1世帯あたりの負担額
公 共 事 業 等 債	373,081 千円	105,182 円	208,658 円
防災・減災・国土強靱化緊急 対 策 事 業 債	59,693 千円	16,829 円	33,385 円
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	99,370 千円	28,015 円	55,576 円
災 害 復 旧 事 業 債	12,451 千円	3,510 円	6,964 円
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 債	128,884 千円	36,336 円	72,083 円
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業 債	162,257 千円	45,745 円	90,748 円
一 般 補 助 施 設 整 備 等 事 業 債	51,146 千円	14,420 円	28,605 円
施 設 整 備 事 業 債	2,100 千円	592 円	1,174 円
一 般 単 独 事 業 債	553,781 千円	156,127 円	309,721 円
辺 地 対 策 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
補 正 予 算 債	0 千円	0 円	0 円
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
地 域 改 善 対 策 特 例 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
財 源 対 策 債	28,900 千円	8,148 円	16,163 円
減 収 補 て ん 債	6,052 千円	1,706 円	3,385 円
臨 時 財 政 特 例 債	0 千円	0 円	0 円
減 税 補 て ん 債	118 千円	33 円	66 円
臨 時 税 収 補 て ん 債	0 千円	0 円	0 円
臨 時 財 政 対 策 債	455,497 千円	128,418 円	254,752 円
減 収 補 て ん 債 特 例 分	7,491 千円	2,112 円	4,190 円
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	0 千円	0 円	0 円
計 (一般会計)	1,940,821 千円	547,173 円	1,085,470 円
住 宅 新 築 資 金 等 特 別 会 計	0 千円	0 円	0 円
計 (特別会計)	0 千円	0 円	0 円
合 計	1,940,821 千円	547,173 千円	1,085,470 千円

令和8年3月31日現在住民基本台帳登録

人口 3,547 人
世帯数 1,788 世帯

(2) 一時借入金

一時借入金の最高限度額は、8億円 (一般会計) となっています。

3 基金の状況

令和8年3月31日現在における現在高は、次表のとおりです。

(単位 千円、円)

区 分	現在高	村民1人あたり	1世帯あたり
財 政 調 整 基 金	472,072 千円	133,090 円	264,022 円
減 債 基 金	340,473 千円	95,989 円	190,421 円
施 設 等 整 備 基 金	1,458,892 千円	411,303 円	815,935 円
水 資 源 対 策 基 金	363,614 千円	102,513 円	203,364 円
下 水 対 策 基 金	385,465 千円	108,674 円	215,584 円
村 営 住 宅 施 設 整 備 基 金	40,243 千円	11,346 円	22,507 円
学 校 教 育 振 興 基 金	9,735 千円	2,745 円	5,445 円
防 災 対 策 加 速 化 基 金	55,875 千円	15,753 円	31,250 円
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	4,808 千円	1,356 円	2,689 円
地 域 福 祉 基 金	137,870 千円	38,869 円	77,109 円
地 域 振 興 基 金	13,937 千円	3,929 円	7,795 円
水と土保全対策事業基金	10,752 千円	3,031 円	6,013 円
ふるさとづくり基金	369,669 千円	104,220 円	206,750 円
子 育 て 応 援 基 金	400,982 千円	113,048 円	224,263 円
ふるさと応援基金	3,060,210 千円	862,760 円	1,711,527 円
土 地 開 発 基 金	190,338 千円	53,662 円	106,453 円
計(一般会計)	7,314,935 千円	2,062,288 円	4,091,127 円
国 保 財 政 調 整 基 金	57,738 千円	16,278 円	32,292 円
介 護 給 付 費 準 備 基 金	17,425 千円	4,913 円	9,746 円
水 道 施 設 整 備 基 金	0 千円	0 円	0 円
計(特別会計)	75,163 千円	21,191 円	42,038 円
合 計	7,390,098 千円	2,083,479 円	4,133,165 円

令和8年3月31日現在住民基本台帳登録

人口

3,547 人

世帯数

1,788 世帯

4 会計収支状況

令和7年度下半期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）会計収支状況 （単位 千円）

会計区分		収入	支出	令和7年3月31日現在一時借入金	
				借入先	金額
一般会計		2,840,114	2,162,884		
特別会計	住宅新築資金等貸付事業	340	975		
	国民健康保険事業	371,074	386,139		
	介護保険事業	205,100	259,724		
	後期高齢者医療事業	54,950	52,857		
合計		3,471,578	2,862,579		

【付録】財政用語集

	用語	読み	説明
あ行	一般財源	いっばんざいげん	使い道が限定されていない収入のことです。村税や地方交付税などが代表的なものです。 〔関連用語〕 特定財源
	一般会計	いっばんかいけい	村の予算の中心となる会計で、その範囲には、行政を運営するための基本的な経費（保健、福祉、環境、建設、防災、教育・文化の振興など）が含まれます。 〔関連用語〕 特別会計
か行	義務的経費	ぎむてきけいひ	地方公共団体の経費のうち、その支出が義務付けられ任意に節減できないものをいいます。国が示す財政分析上の基準では、人件費、扶助費、公債費がこれに該当します。
	経常的経費	けいじょうてきけいひ	地方公共団体の支出のうち、人件費や事務経費、補助金、貸付金など、いわゆる消費的な支出に区分される経費のことです。家計で言えば、食費や衣料費、光熱水費などがこれに相当します。 〔関連用語〕 投資的経費
	決算	けっさん	各会計年度が終わった後で、予算が実際にどう使われたかをとりまとめたものです。 〔関連用語〕 予算
	減債基金	げんさいききん	村債の償還のために設けている基金です。特定の村債の償還に合わせて取り崩すことが予定されている分（ルール分）と、特定の村債の償還とはリンクしない分（ルール外）の概念があります。村では、ルール外の分を財政調整的な基金と位置付けています。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	公債費	こうさいひ	村の借入金の返済に要する経費です。村債の元利償還金と年度内の資金繰りのために行う一時借入金の利子が含まれます。 〔関連用語〕 村債（地方債）
	国庫支出金	こっこししゅつぎん	国が地方公共団体に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川の整備に対する補助金、災害復旧への負担金、児童手当の負担金などがあります。
さ行	災害復旧事業	さいがいふっきゅうじぎょう	降雨、暴風、洪水、地震、高潮その他の災害によって被害を受けた施設などを復旧する事業のことです。 〔関連用語〕 普通建設事業
	財政調整基金	ざいせいちょうせいききん	年度間の財源の増減などに対応するために設置している基金です。家計に例えれば銀行の預金に当たります。地方自治法の規定により、毎年度の決算の剰余金の半分は財政調整基金に積み立てることとされています。

	用語	読み	説明
さ行	人件費	じんけんひ	村長や村議会議員、職員等に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。
	税源移譲	ぜいげんいじょう	<p>国から地方への税源移譲とは、住民に新たな負担を求めることなく、国税を減らし、その相当分を地方税として増やすことで、地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行うための財源を確保することです。</p> <p>(参考)</p> <p>平成16年6月に閣議決定された「経済財政運営の構造改革に関する基本方針2004」では、概ね3兆円規模の税源移譲を目指すこととされ、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することが盛り込まれました。また同年11月に政府・与党が合意した三位一体の改革の「全体像」も、基本方針の内容に沿ったものになっています。</p> <p>[関連用語] 三位一体の改革</p>
	村債(地方債)	そんさい(ちほうさい)	地方公共団体が、資金調達のために負担する債務であって、その返済が一般会計年度を超えて行われる長期の借入金のことです。公共事業の建設事業や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を要する事業については、地方債により財源を調達していますが、地方債は、単に財源不足を補うということだけではなく、家計で言えば住宅ローンを組むのと同様に、地方債の元利償還金による分割払いをすることで、世代間の負担の公平を図る役割も担っています。
	村税	そんぜい	税金には、国に納める「国税」と県や市町村に納める「地方税」があります。国税は、広く国民全体のために仕事をする国の財政をまかなうために国が課す税金であるのに対し、地方税は、その地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体(県や市町村)の費用に充てるため、県や市町村が課す税金です。このうち村の税金を「村税」と呼んでいます。
た行	単独事業	たんどくじぎょう	<p>地方公共団体が、国から補助を受けることなく独自の財源(県補助を含む)で実施する事業のことです。</p> <p>[関連用語] 補助事業</p>

	用語	読み	説明
た行	地方交付税	ちほうこうふぜい	<p>国税の一定割合を各地方公共団体に使い道の制限のない一般財源として交付するもので、本来地方の税収であるべきところ、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、財源を保障する観点から、国税として国が地方に代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するものであり、地方の固有財源と位置付けられています。地方交付税には、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付される普通交付税と、普通交付税では十分にカバーできない各地方公共団体の災害などの特殊事情による財政支出に応じ、地方公共団体の財政状況などを踏まえて交付される特別交付税があります。地方交付税の総額の94%が普通交付税で、6%が特別交付税と定められています。国税である所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%を財源としていますが、毎年度それだけでは大幅に地方財政全体の財源が不足していますので、国による加算措置や、赤字地方債などによる補てんが行われています。</p> <p>〔関連用語〕 臨時財政対策債</p>
	地方消費税交付金	ちほうしょうひぜいこうふきん	<p>地方消費税は、国の消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供などと、輸入される貨物に対して課税されますが、最終的な税負担は、最終消費者に求める税になっています。このため、流通段階で納められた地方消費税については最終的な消費地での収入とすべく、小売年間販売額等の消費に関連する指標により、都道府県から交付される交付金のことをいいます。</p>
	地方譲与税	ちほうじょうよぜい	<p>国が徴収する地方道路税等を一定の基準で地方公共団体に譲与するものです。都道府県に譲与するものとしては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税があります。また、三位一体の改革に伴って、所得税（国税）から個人住民税（地方税）への税源移譲が進められることとなっていますが、平成16年度には、その本格的な税源移譲までの間の暫定措置として、所得譲与税が創設されました。</p> <p>〔関連用語〕 税源移譲</p>
	投資的経費	とうしてきけいひ	<p>地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、村民の財産づくりとなる支出に区分される経費のことです。家計で言えば、住宅の新築、自動車の購入などがこれに相当します。</p> <p>〔関連用語〕 経常的経費</p>
	特定財源	とくていざいげん	<p>使い道があらかじめ決められていて、他には使えない収入のことです。国からの補助金などが代表的なものです。</p> <p>〔関連用語〕 一般財源</p>
	特別会計	とくべつかいけい	<p>地方公共団体が行う仕事の中には、ある特定の事業を行う場合や、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるなど、その経費を一般の歳入歳出と区別する必要がある場合があります。このような経費を区分するために設けられた会計が「特別会計」です。</p> <p>〔関連用語〕 一般会計</p>

	用語	読み	説明
は行	扶助費	ふじょひ	障害のある人の支援など、村民の生活を支えるための経費です。
	普通建設事業	ふつうけんせつじぎょう	道路、橋梁、学校、庁舎などの建設事業のことです。 〔関連用語〕 災害復旧事業
	補助事業	ほじょじぎょう	地方公共団体が国から補助を受けて行う事業のことです。 〔関連用語〕 単独事業
や行	予算	よさん	地方公共団体では、毎年、1年間の収入や支出がどれくらいあるのかを事前に見積もったうえで、その年の計画を立てて仕事を進めます。「予算」とはこの計画のことです。なお、国や地方公共団体では、収入のことを「歳入」と呼び、支出のことを「歳出」と呼びます。また、毎年4月1日から次の年の3月31日までの1年間を「会計年度」と呼び、予算はこの会計年度ごとに作成されます。 〔関連用語〕 決算
ら行	臨時財政対策債	りんじざいせいたいさくさい	地方財政法の特例として投資的経費以外の経費にも充てられる、いわゆる赤字地方債です。国の交付税特別会計の借入金が増加し、地方が標準的な行政サービスを住民に提供するために必要な額の地方交付税が確保できなくなったことから、それを補てんするものとして創設されました。なお、この地方債の元利償還金相当額は、実際の借入れの有無にかかわらず、全額地方交付税により措置されることとなっています。 〔関連用語〕 地方交付税

参考文献：地方財政小辞典